

少年院



少年院は、家庭裁判所の審判により少年院送致等の決定を受けた少年を収容することを目的として設置された法務省所管の施設です。

少年院では、在院者の改善更生と円滑な社会復帰を実現するため、矯正教育と社会復帰支援（就労・修学・福祉的支援等）を実施しています。

在院者の特性に応じた矯正教育

特定生活指導

個々の在院者が抱える問題性の改善に向けて各種教育プログラム（被害者、薬物、性、暴力、交友等）を実施しています。



被害者の視点を取り入れた教育

職業生活設計指導

職業資格の取得に加えて、就労の前提となる職業人としてのマナー、読み書き計算力、基本的なパソコン操作能力等の指導を実施しています。



パソコン学習

発達上の課題を有する在院者の指導

発達上の課題を有する在院者に対しては、処遇プログラムのガイドラインに基づき、在院者ごとの特性に応じたきめ細かい教育を行っています。



セカンドステップ

女性特有の問題に着目した指導

虐待や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている女子の在院者に対し、自尊感情を高め、社会適応力を身に付けさせるための指導を行っています。



マインドフルネス

在院者の円滑な社会復帰に向けた支援

就労支援

就労を希望する在院者に対し、ハローワーク、職親プロジェクト、コレワーク等を活用した支援を行っています。



ハローワーク職員による面接

修学支援

高等学校卒業程度認定試験の受験機会の付与や、進学を希望する学校等に関する情報の提供等を行っています。



学校等に関する情報の提供等

入院から出院までの流れ

少年院での教育期間は、3級、2級、1級の3つに区分されており、それぞれの段階に応じた教育目標や教育内容を設定しています。

